

沖縄県立普天間高等学校 部活動の基本方針

部活動基本方針

本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」、「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」（沖縄県教育委員会）に則り、生徒の多様な学びの場という観点と、教職員の負担軽減という観点に立ち、競技種目等に応じた多様な形で最適に、かつ適切に部活動が実施される事を目指して策定する。また、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けて、学校（管理職、指導者）、部員、保護者、地域等が一体となって、部活動指導に取り組む。

- 部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、部活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に考える。
- 部活動においては、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「令和の日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって、心身の健康を保持増進することや芸術文化等の活動に親しみ、豊かな生活を営むための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活をおくることができるような指導に取り組む。
- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 部活動の指導においては、勝利至上主義（大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いる等）に陥らない指導に取り組む。

1 適切な運営のために

- (1) 生徒や教職員の数などを踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等を考慮し、適切な部活動の運営ができるよう、適正な数の部活動を設置する。
- (2) 顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教職員等の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のために

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び指導者は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」、「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」（沖縄県教育委員会）に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

- ・生徒が意欲を持って取り組むよう、肯定的な指導、生徒の状況の把握、適切なフォローを加えた指導等、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。

- ・練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
- ・生徒の安全を確保できない場合、活動の中止や計画を見直す等、適切に対応する。
- ・夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。

イ 指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、適切な休養の必要性や、過度の練習が生徒の心身に負担を与えること等を正しく理解したうえで指導を行う（文化系も同様とする）。

- ・生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
- ・競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ・保健体育担当教諭や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や科学的視点を踏まえた正しい知識に基づく指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

指導者は、中央競技団体等が作成する指導手引等を活用し、2(1)に基づく指導を行う。

3 部活動の休日及び活動時間

部活動の休日及び活動時間等は原則以下の通りとする。ただし競技等の特性により柔軟に対応し、その際にはできるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととする。

(1) 学期中の休養日 ※週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

平 日：1日以上

土 日：1日以上

(2) 長期休業中の休養日 ※ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

休養日の設定は、学期中に準ずる。

(3) 活動時間

平 日：帰りの SHR 終了から 19 時 10 分まで

休業日等：18 時 30 分まで（長くとも 1 日計 3 時間程度）

(4) その他

定期考査の 1 週間前から考査が終了するまではすべての部活動を停止する。但し、試合及び発表会等が考査期間中又はその前後にある場合は、校長の許可を得て行うことができる。その際の活動時間は、2 時間以内とする。

4 その他

部・同好会予算等の金銭に関しては適切に執行し、収支報告を適切に行う等、厳格に取り扱う。